

城山公園のあり方検討委員会設置要綱

(平成20年1月16日 市長決裁)

(設置)

第1条 城山公園の今後のあり方を検討するため、城山公園のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 城山公園の今後のあり方に関すること。

(構成)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 委員長 副市長

(2) 副委員長 都市整備部長

(3) 委員 直轄及び関係各部の副部長、副参事、課長の中から市長が認めた者

2 増員については、市長が必要と認める場合に行うことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、城山公園のあり方検討作業の終了までとする。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が必要と認める場合に招集する。

2 委員長は会務を総理し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

4 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 検討委員会が必要と認めるときは、関係機関に対して資料の提出を求め、又は関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、都市整備部市街地整備課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月16日から施行する。

附 則 (平成20年4月30日市長決裁)

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年4月27日市長決裁)

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。